

2006年5月30日

名古屋市長 御中

名古屋市民オンブズマン
代表 佐久間信司

元市議の「天下り」に関する公開質問書

前略

私たちは、税金の無駄遣いを追及する市民団体です。私たちは、2006年4月17日付で、元市議が外郭団体に天下りをしていて高額報酬を得ている件につき市として改善するつもりがあるのか質問しました。しかしながら、市長はまるで他人事のような回答を出したにすぎませんでした。（「本市外郭団体の監事につきましては、その職に適任な方が選任され、その職責に見合った処遇がなされていると理解しております。」）

市長は、地方自治法221条3項により、基本金の2分の1以上を出資している団体について、調査権限がある、と定めています。万が一、元市議の勤務実態等を調査せずに回答していれば、怠慢です。

調査しているという前提の上で、以下のことをご質問させていただきます。

1. 一般論として、名古屋市役所職員で「常勤」とする基準をお教え下さい。
2. 元市議が監事に天下っている外郭団体が、役員を有給とする場合の条件をそれぞれお教え下さい。
3. 外郭団体で「常勤」しか給料を払えないという場合、各団体ごとの「常勤」の定義をお教え下さい。
4. 名古屋市として、外郭団体の「常勤」とはどのようにお考えであるかお教え下さい。
5. 外郭団体の常勤監事のあり方に疑問を呈した「平成17年度包括外部監査の結果報告書」をうけ、どのような措置をとられるのかお教え下さい。

以上、2006年6月12日までに文書で回答をお願い致します。

【本件についてのお問い合わせ先】

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3丁目6番41号 リブビル6階
名古屋市民オンブズマン
電話052-953-8052 FAX052-953-8050
(担当：内田・新海)